平成２３年（フ）第１４２号
山口県周南市弥生町２丁目21番地アプローズ弥生803号
債務者　丸山　美奈
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１４７号
山口県周南市遠石３丁目３番26号
債務者　西河　清雄
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第４８号
埼玉県川口市西川口２丁目５番７号　グレースハイム301号
債務者　鈴木　清雄
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第２５３号
松江市玉湯町玉造928－２　須谷京子方、住民票上の住所松江市菅田町312番地４
債務者　足立　厚子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７９号
福島県いわき市泉もえぎ台３丁目15番地の７ヴィラ・シェルＴ201、前住所福島県いわき市平豊間字兎渡路291番地の90
債務者　大峯　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２３３５号
愛知県弥富市又八２丁目125番地20
債務者　木本　浩司
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３３６号
愛知県弥富市又八２丁目125番地20
債務者　木本　貴子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１１号
熊本市坪井３丁目６番21号
債務者　小迫　英介
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６６３号
熊本市近見８丁目11番９号
債務者　下川　淳司
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２５４３号
名古屋市天白区植田東１丁目112番地　ミネックスＫ　30Ａ号
債務者　松野　幸範
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２８０号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番50―106号
債務者　花田也須子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４５号
札幌市手稲区曙12条１丁目３番15―205号
債務者　三越　謙一
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４６号
札幌市手稲区曙12条１丁目３番15―205号
債務者　三越　宣子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７５４号
札幌市西区平和１条４丁目１番31号　コーポリバーサイド103号
債務者　斉藤ひとみ
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７９８号
札幌市豊平区月寒東３条19丁目13番34号　メゾンイーストリバー301号
債務者　三瓶　　勇
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７９９号
札幌市豊平区月寒東３条19丁目13番34号　メゾンイーストリバー301号
債務者　三瓶　麗子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８３３号
札幌市南区川沿９条４丁目１番３号　川沿団地Ｃ棟101号
債務者　中村　孝次
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部